

# 有線テレビジョン放送に関する規律の在り方

平成21年4月21日

# 有線テレビジョン放送施設の設置に係る許可制等について

## 1 現行制度の概要

- 有線テレビジョン放送施設を設置し、当該施設により有線テレビジョン放送の業務を行おうとする者は、当該施設の設置について、総務大臣の「許可」を受けなければならない。(有線テレビジョン放送法第3条)
- 「許可」に当たっては、その施設区域が一の行政区域又は複数の行政区域を単位とし、当該行政区域の全域において設定されているものであることが、審査基準の一つとされている。(有線テレビジョン放送法関係審査基準第4条(1))
- 有線テレビジョン放送施設者は、「許可」に係る施設を、総務省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。(有線テレビジョン放送法第8条)
- 「許可」に係る施設を譲渡する場合又は「許可」を受けた施設者たる法人の合併若しくは分割の場合、総務大臣の「認可」を受けなければ、有線テレビジョン放送施設者の地位を承継できない。(有線テレビジョン放送法第10条の2)
- 国又は地方公共団体は、「許可」に係る有線テレビジョン放送施設の設置が円滑に行われるために必要な措置が講ぜられるよう配慮するものとする。(有線テレビジョン放送法第29条)

## 2 新たな法体系における規律の在り方

- ・ 電気通信役務を利用して有線テレビジョン放送と同様の有線放送を行うことが制度的に可能となっていることに加え、実態としても、電気通信役務の高速化、大容量化、低廉化が進展し、一定のカバー率(ブロードバンド世帯カバー率98.6%(5,159万世帯)、超高速ブロードバンド89.5%(4,682万世帯)※)を達成しており、有線テレビジョン放送の世帯加入が全世帯の約43.2%(約2,259万世帯※)に達する中で、有線役務利用放送の加入世帯は未だ全世帯の約6.3%(約330万世帯※)にとどまっています。自ら施設を設置して行う有線テレビジョン放送と同様の有線役務利用放送が行われる環境が整っているのではないかと考えられます。  
※平成20年9月末時点、総務省調査
- ・ そうした環境が整っているのであれば、有線テレビジョン放送法施行当時(昭和48年)と比べて、必ずしも(有線テレビジョン放送のサービス基盤としての)有線テレビジョン放送施設のすべてが、地域的独占の傾向に陥りやすいとは言えないものと考えられる。  
⇒ 許可制により担保されている一定の技術レベルの確保やクリームスキミングの防止等について何らかの措置を確保した上で、有線役務利用放送との規律の適用の差異の解消を図り、有線テレビジョン放送施設者の負担の軽減や、柔軟な事業運営を促進する観点から、規律の合理化を図ることが適当。(措置の具体例:「許可」に係る施設について確保している技術基準への適合性を引き続き参入時に審査する等)
- ・ 有線テレビジョン放送施設の重要性については変わりはなく、その円滑な設置を促進する観点から、施設の設置に係る国等の配慮規定は引き続き維持することが適当。

# 義務再送信制度について

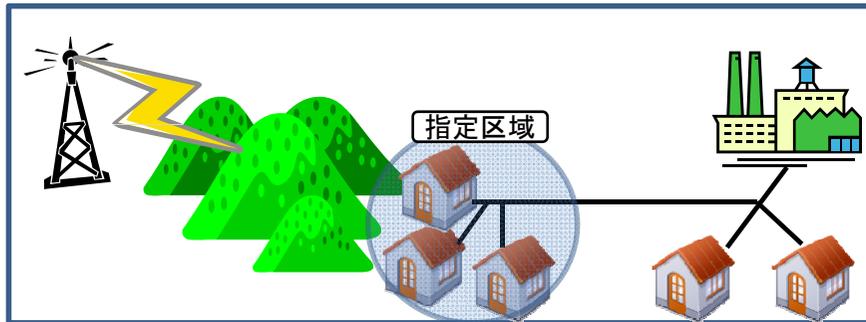
## 1 現行制度の概要

- 有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者に対し、総務大臣が指定した受信障害区域において、当該区域の属する都道府県のテレビジョン放送等を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時にこれを再送信しなければならない。（有線テレビジョン放送法第13条第1項）

<制度趣旨>

地形等の自然的原因又は高層建築物等の人為的原因により難視聴となっている地域において、その難視聴の解消を図るためには有線テレビジョン放送によることが有効な手段であることにかんがみ、総務大臣が指定した受信障害発生区域において、当該区域内の有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者に対し、いわゆる地元のすべてのテレビジョン放送の同時再送信を行う義務を課し、受信者の利益保護を図ることとしたもの。

- 通常の再送信とは異なり、義務再送信では放送事業者等の同意は不要。（有線テレビジョン放送法第13条第2項但し書）
- 通常の再送信とは異なり、義務再送信の役務の料金その他の提供条件を定めた契約約款について、総務大臣の「認可」を受けなければならない。（有線テレビジョン放送法第14条）



<契約約款の認可の際の審査事項>

- ① 役務の料金が業務の能率的な運営の下における原価に照らし妥当なものであること
- ② 義務再送信の役務の提供のみについて契約を締結することができること
- ③ 事業者及び受信者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること
- ④ 特定の者に対し、不当な差別的取扱いをするものでないこと

- 義務再送信制度の発動要件たる「受信障害区域の指定」は、一度も為されたことがない。
- 一方、義務再送信制度の存在が事業者の自律的な取組を促してきた面があるとの指摘もある。  
（例：区域内再送信の同意、視聴者が利用しやすい提供条件による「地上デジタル放送のみの再送信サービス」の提供）

## 2 新たな法体系における規律の在り方

- ・ 地上放送の再送信メディアとしての役割を期待されている有線テレビジョン放送は、引き続き難視聴解消に有効な手段と考えられるため、受信者利益の保護の観点から、**義務再送信制度を存続させる方向とすることが適当。**
- ・ その際、これまで受信障害区域の指定がされた実績がないことを踏まえ、**指定手続の簡素化など義務再送信制度の在り方についても引き続き検討することが適当。**
- ・ また、例えば、自ら施設を設置しているか、電気通信役務を利用しているかという点に着目するのではなく、**再送信メディアとしての役割を果たし得るかといった観点から義務再送信制度の対象を検討する等規律の合理化を検討することが適当。**

# 裁定制度について

## 1 現行制度の概要

- 有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者の同意を得なければ、そのテレビジョン放送等を受信し、これらを再送信してはならない。(有線テレビジョン放送法第13条第2項)
- 有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者等に対し、同意につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができる。(有線テレビジョン放送法第13条第3項)
- 総務大臣は、放送事業者等が再送信に係る同意をしないことにつき「正当な理由」がある場合を除き、同意をすべき旨の裁定をするものとする。(有線テレビジョン放送法第13条第5項)
- 裁定制度は、地上放送事業者から再送信同意が拒否される事例が増えてきたことを踏まえ、従前のあっせん制度を廃止して、昭和61年に導入されたもの。過去に4回の裁定が行われている。
- 総務省では、総務大臣の裁定における「正当な理由」の解釈等に関するガイドラインを平成20年に策定。現在、このガイドラインを活用して、区域外再送信に関する当事者間の協議が多数進行中。

## 2 新たな法体系における規律の在り方

- ・ 裁定制度は、再送信同意について制度趣旨を踏まえた適正な判断を確保することにより、「受信者の利益」を保護し、ひいては、有線テレビジョン放送の健全な発達を図ることを目的とするものであり、同意裁定に当たっては、有線テレビジョン放送に期待される役割を踏まえ、
  - ① 受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できる、
  - ② 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できる、といった「受信者の利益」に関する十分な検討を行うこととされている(『有線放送による放送の再送信に関する研究会最終とりまとめ』23頁等(平成20年3月))ところ、現時点では、引き続きこのような「受信者の利益」を確保すべき必要性があると考えられる。
- ・ 裁定制度には、難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとしての有線テレビジョン放送事業者が行う再送信について、同意がスムーズに得られるようにする一定の政策的意義が認められる。⇒ **引き続き維持することが適当。**
- ・ 裁定制度の在り方を検討する際には、区域外再送信問題や制度改正の経緯に加え、事業者の実態を十分に踏まえる必要があり、特に、**現時点では実態として当事者間の協議が多数進行中であるという現状も考慮**することも必要。
- ・ また、例えば、自ら施設を設置しているか、電気通信役務を利用しているかという点に着目するのではなく、**再送信メディアとしての役割を果たし得るかといった観点から裁定制度の対象を検討する等規律の合理化を検討することが適当。**
- ・ 現行制度に加え、より簡便な紛争処理手段として、例えばあっせん等の制度を追加的に導入することを検討することが適当。

# 参 考 资 料

## 有線テレビジョン放送・有線役務利用放送に係る規律

	有線テレビジョン放送法		有線役務利用 放送事業者(注4)
	有線テレビジョン放送施設者	左記以外の有線テレビジョン放送事業者	
適用法	有線テレビジョン放送法	有線テレビジョン放送法	電気通信役務利用放送法
参入	施設設置許可 (業務は届出)	届出	登録
退出	届出	届出	届出
審査事項	○欠格事由 ○施設計画の合理性及び実施の確実性 ○技術基準適合性 ○経理的基礎及び技術的能力 ○自然的社会的文化的事情に照らし必要かつ適切	○なし (虚偽の届出については罰則)	○欠格事由 ○経理的基礎及び技術的能力 ○権原に基づく設備利用の可否 ○総務省令に合致(集中排除原則)
外資規制	×	×	×
契約約款	届出	届出	届出
番組準則※	○	○	○
放送番組審議機関※	○	○	○
訂正放送等※	○	○	○
放送番組の保存※	×	×	○
あまねく受信 努力義務※	×	×	×
災害放送※	×	×	×
義務再送信	○	×	×
候補者放送※	○	○	○
技術基準適合 維持義務	○	×	○
施設の提供義務	○	×	×
改善命令	○	○	○
報告徴収・立入検査	○	○	○
事業者数(注1)	518(注2)	102(注3)	20

※ 同時再送信には適用されない。

(注1)平成20年9月末現在(有線テレビジョン放送施設者数は平成20年3月末現在) (注2)自主放送を行う事業者

(注3)自主放送を行う事業者(チャンネルリース事業者を除く。)

(注4)引込端子数500超かつ5km超の線路について電気通信事業者が提供する役務を利用した放送を行う場合、当該事業者は電気通信役務利用放送事業者となる。

# 有線テレビジョン放送の施設数及び事業者数

☆ 有線テレビジョン放送法（有テレ法）と有線電気通信法（有電法）による現行の規律

- 引込端子501以上の施設を設置して有テレ業務を行おうとする者  
⇒ 施設の許可(有テレ法第3条)＋業務の届出(有テレ法第12条)
- 引込端子500以下の施設を設置して有テレ業務を行おうとする者  
⇒ 設備の届出(有電法第3条)＋業務の届出(有テレ法第12条)
- 引込端子50以下の設備で再送信業務のみを行う者  
⇒ 設備の届出(有電法第3条)のみ。有テレ法は適用除外(有テレ法第31条第5号)

☆ 区分別の施設数及び事業者数（平成20年3月末現在）

区分		施設数	事業者数
有線テレビジョン放送全体		74,841	41,542
自主放送 及び再送信を 行う者	引込端子501～ ⇒ 施設許可＋業務届出	714	518
	引込端子1～500 ⇒ 設備届出＋業務届出	210	102
	小計	924	620
再送信のみ 行う者	引込端子501～ ⇒ 施設許可＋業務届出	1,101	511
	引込端子51～500 ⇒ 設備届出＋業務届出	37,214	17,570
	引込端子1～50 ⇒ 設備届出(有テレ法は適用除外)	35,602	22,841
	小計	73,917	40,922

許可を受けた有テレ施設者(1029者)に対してのみ、有テレ法の次のような規定が適用される。

- 技術基準適合維持義務(第8条)
- 施設の提供義務(いわゆるチャンネルリース、第9条)
- 義務再送信(第13条第1項)

# 参照条文

## 有線テレビジョン放送法（抄）

### （施設の許可）

- 第3条 有線テレビジョン放送施設を設置し、当該施設により有線テレビジョン放送の業務を行なおうとする者は、当該施設の設置について、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、その規模が総務省令で定める基準をこえない有線テレビジョン放送施設については、この限りでない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、施設を設置する区域その他の施設計画、使用する周波数、有線テレビジョン放送施設の概要その他総務省令で定める事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

### （許可の基準）

- 第4条 総務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。
- 一 その有線テレビジョン放送施設の施設計画が合理的であり、かつ、その実施が確実なものであること。
  - 二 その有線テレビジョン放送施設が総務省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
  - 三 その有線テレビジョン放送施設を確実に設置し、かつ、適確に運用するに足る経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
  - 四 その他その有線テレビジョン放送施設を設置することがその地域における自然的社会的文化的諸事情に照らし必要であり、かつ、適切なものであること。
- 2 （略）

## 有線テレビジョン放送法関係審査基準（抄）

### （施設区域）

- 第4条 **施設区域**（施設を設置し、当該施設により有線テレビジョン放送の業務を行うための区域をいう。以下同じ。）は、次のとおり設定されているものであることとする。

- (1) **施設区域は、一の行政区域又は複数の行政区域を単位とし、原則として、当該行政区域の全域において設定されているものであること。**この場合において行政区域とは、市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19に規定する指定都市にあつては区とする。）の区域とする。
- (2) 行政区域の全域を施設区域とすることができない事情が認められる場合には、少なくとも当該行政区域の人口集中地区の大半が施設区域に含まれていること。
- (3) 行政区域内において施設区域とすることができない区域がある場合においては、当該区域の扱いについて将来計画が明らかにされていること。
- (4) なお、テレビジョン放送の共同受信又は受信障害解消のための同時再送信業務を行うことを目的とした施設等行政区域の全域において設置する必要のない施設の区域においては、当該施設の設置が必要となる区域以外の区域が含まれているものでないこと。

### （施設設置の適切性）

- 第8条 （略）

- 2 **施設を設置する者が、一般放送事業者若しくは地方公共団体又はこれらにより支配される者にあつては、他に施設を設置しようとする者がいないこと、当該地域の住民から有線テレビジョン放送施設の設置について強い要望がある場合等の事情があることとする。**この場合において、支配とは、放送局に係る表現の自由享有基準（平成20年総務省令第29号）第13条第1項の規定によるものとする。

# 再送信に関する規律一覧

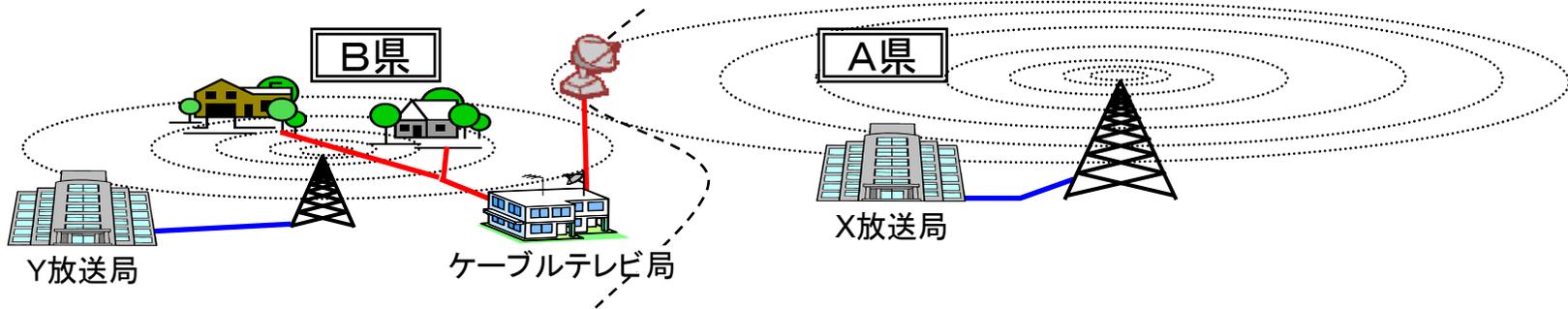
規律対象		再送信同意	義務再送信	再送信の裁定	番組規律の特例
		その放送を再送信(同時・異時)する際に同意を義務づけている相手方	総務大臣が指定した難視聴地域での放送の再送信(同時)を義務づけている放送	再送信同意をする裁定を申請できる再送信の相手方	再送信に対する番組規律の適用
放送法	放送事業者 (地上放送、委託放送)	○ 規定あり (番組編集の意図の確保)	× 規定なし	× 規定なし	× 特例なし
		・放送事業者 ・役務利用放送事業者 [ § 6 ]	—	—	—
役務法	役務利用放送事業者	○ 規定あり (同上)	× 規定なし (有テレのような地域独占性なし)	× 規定なし (健全発達のための制度不要)	○ 特例あり
		・放送事業者 ・役務利用放送事業者 [ § 12 ]	—	—	放送事業者の放送等の再送信(同時)には番組規律を適用しない。 [ § 15 ]
有テレ法	有テレ事業者	○ 規定あり (同上)	○ 規定あり (有テレは再送信の有効な手段)	○ 規定あり (有テレ放送の健全な発達)	○ 特例あり
		・放送事業者 ・役務利用放送事業者 [ § 13 II ]	・地上放送 [ § 13 I ]	・放送事業者 ・役務利用放送事業者 [ § 13 III ]  【留意点】 ・H20に再送信の裁定に関する考え方等を整理。	放送事業者の放送等の再送信(同時)には番組規律を適用しない。 [ § 17 ]
有ラ法	有ラ事業者	○ 規定あり (同上)	× 規定なし	× 規定なし	○ 特例あり
		・ラジオ放送事業者(放送事業者、役務利用放送事業者) [ § 5 ]	—	—	ラジオ放送の再送信(同時)には番組規律を適用しない。 [ § 4 I 及び II ]

## 区域外再送信について

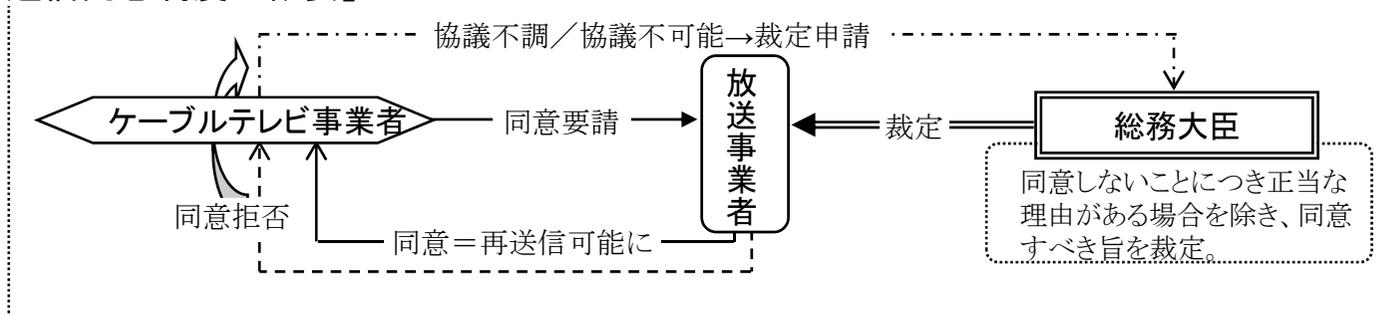
- 「区域外再送信」とは、地上波の放送局の放送対象地域外で、ケーブルテレビ事業者が当該放送局の放送を再送信すること。ケーブルテレビ事業者は、有線テレビジョン放送法の規定により、放送局の放送を再送信するに当たっては、放送事業者の同意を得ることが必要。
- 地上デジタル放送への移行に際し、区域外再送信の同意に関する協議について難航する事例が生じ、円滑な移行に対する障害が懸念される状況に至ったこと等を踏まえ、総務省では、平成19年、「有線放送による放送の再送信に関する研究会」を開催。
- 研究会の提言を受け、再送信同意に係るガイドラインを策定(平成20年4月30日)。

### ◇区域外再送信のイメージ

: A県を放送対象地域とするX放送局の放送を、ケーブルテレビ局が受信してB県内の世帯に再送信。



### 【再送信同意制度の概要】



# 再送信ガイドラインについて

## ○ 概要

総務省では、平成20年4月30日、研究会の提言を踏まえ、再送信同意に係る事業者間の協議ルールと、同意裁定とはならない「正当な理由」に関するガイドラインを策定。

## ○ 主な内容

### ① 事業者間の協議ルール

－ 協議の原則(放送法・有線テレビジョン放送法の目的を踏まえ、誠実に協議を行うこと等)を定めるとともに、協議の開始時期、協議における説明事項等を規定。

### ② 同意裁定とはならない「正当な理由」の考え方

－ 従来の5つの基準は、引き続き維持(下記に該当する場合は「同意」裁定とはならない。)

① 意に反して、一部カットして放送される場合。

② 意に反して、異時再送信される場合。

③ 放送時間の開始前や終了後に、そのチャンネルで別の番組の有線放送を行い、放送事業者の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合。

④ ケーブルテレビの施設が確実に設置できる見通しが無い等、適格性に問題がある場合。

⑤ 受送信技術レベルが低く良質な再送信が期待できない場合。

－ 放送事業者の「放送の地域性に係る意図」に関する基準を追加。

・ 生活面・経済面の関連性が深い地域は、裁定では「同意」裁定。少なくとも、放送対象地域と隣接する市町村は「同意」裁定。

・ 逆に、国民の視点で一見明白に遠方にある地域は「同意」裁定とはならない。ただし、裁定によらずに民間の協議が調べば、再送信を行うことは可能。

－ 過去適法に同意が得られた再送信については、地域間の関連性が低い場合であっても、「受信者の利益」を適切に保護する観点から、放送のデジタル化等メディア環境の変化を踏まえ、一定期間の経過措置。

－ 地元放送事業者の経営に与える影響、「地元同意」の有無等は、裁定に当たって考慮しないことを明記。

## ○ ガイドライン施行後の取組

・ 上記ガイドラインを活用し、当事者間の協議を促進。

・ 協議の進展状況の把握と再送信同意の適正化に資するため、平成20年12月末時点の同意状況を調査中。

## 過去の裁定の概要

	裁定に関する申請者・対象者		経緯
	申請者 (有線テレビジョン放送事業者)	対象者 (放送事業者)	
①	島根県のCATV1社	兵庫県の民放1社 (アナログ)	昭和62年 6月 3日: 中国電気通信監理局に裁定の申請 7月20日: 電気通信審議会有線放送部会に諮問、答申 7月21日: 郵政大臣の裁定
②	高知県のCATV1社	岡山県・香川県の民放1社 (アナログ)	平成 5年 2月23日: 四国電気通信監理局に裁定の申請 6月10日: 電気通信審議会有線放送部会に諮問、答申 6月10日: 郵政大臣の裁定
③	大分県のCATV4社	福岡県の民放4社 (デジタル)	平成19年 3月23日: 九州総合通信局に裁定の申請 5月24日: 情報通信審議会有線放送部会に諮問 8月 9日: 同部会での4回にわたる審議を経て答申 8月17日: 総務大臣の裁定
④	鳥取県、島根県及び 広島県のCATV9社	岡山県・香川県の民放1社 (アナログ)	平成19年 5月30日: 中国総合通信局に裁定の申請 8月31日: 情報通信審議会有線放送部会に諮問 平成20年 1月28日: 同部会での4回にわたる審議を経て答申 2月 8日: 総務大臣の裁定
	山口県のCATV2社	広島県の民放4社 (アナログ)	
⑤	長野県のCATV2社	在京キー局5社 (デジタル)	平成19年 6月13日: 信越総合通信局に裁定の申請 平成20年 1月28日: 情報通信審議会有線放送部会に諮問 3月28日: 同部会で関係者から意見聴取 4月 8日: 信越総合通信局に申請取下げ 4月10日: 諮問取下げ 6月24日: 同意を得て、再送信開始